

## 高知県の人権について(案)に対する意見等への対応

	頁	修正後	修正前
1	P9 女性	女性に対する暴力の背景には、「男性優遇」「女は男に従うべき」という旧来の社会通念や男女の経済的格差など、さまざまな社会的背景が存在していますが、いかなる理由でも暴力は許されるものではありません。	女性に対する暴力の背景には、「男性優遇」「女は男に従うべき」という旧来の社会通念や男女の経済的格差(「妻を養ってやっている」との思い)など、さまざまな社会的背景が存在していますが、いかなる理由でも暴力は許されるものではありません。
2	P13 子ども	1 現状 「児童の権利に関する条約」では、子どもがひとり人間として大人と同様に様々な権利を持つ主体であることを明確にしています。また、日本では「こども基本法」において、子どもが個人として尊重されて基本的人権が保障されることや、子どもが生涯にわたって健やかに成長することができる社会を目指すこととしています。 「児童福祉法」においても、子どもが権利の主体であることが位置づけられ、本県でも、子どもの健やかな成長発達を支援する体制づくりや、子どもの権利擁護の取組等を進めています。	1 現状 (追記)  児童福祉法においては、子どもが権利の主体であることが位置づけられ、本県においても、子どもの健やかな成長発達を支援する体制づくりや、子どもの権利擁護の取組等を進めています。

	頁	修正後	修正前
3	P31 ハンセン病	<p>Ⅱ ハンセン病</p> <p>1 現状</p> <p>ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、国の強制隔離政策などにより、「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、偏見、差別が助長されてきました。</p> <p><u>また、高知県を含む地方自治体は「無らい県運動」を展開し、患者狩りを行い、ハンセン病療養所に駆り立てていきました。この運動では、警察や保健行政機関をはじめ、学校現場、地域住民がハンセン病患者の発見、通報、収容促進の役割を担いハンセン病は恐ろしい伝染病という誤った認識が社会に植え付けられました。</u></p> <p>平成13年には強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されてからは、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されています。</p> <p>全国に13ヶ所の国立ハンセン病療養所があり、令和7年5月1日現在で639人が入所しており、平均年齢は88.8歳となっています。</p> <p>うち、本県出身者は、2ヶ所の療養所に6人が入所しています。</p> <p>2 課題</p> <p><u>訴訟においても、実名を公表していないことや入所者の家族は差別を恐れて遺骨の引き取りを拒み、亡くなくても家族のもとに帰ることができず納骨堂で眠るという状況が続いており、現在もハンセン病に対して、「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元患者の容姿に対しての差別や偏見が残っています。</u></p>	<p>Ⅱ ハンセン病</p> <p>1 現状</p> <p>ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、国の強制隔離政策などにより、「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、偏見、差別が助長されてきました。</p> <p>(追記)</p> <p>平成13年には強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されてからは、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されています。</p> <p>全国に13ヶ所の国立ハンセン病療養所があり、令和7年5月1日現在で639人が入所しており、平均年齢は88.8歳となっています。</p> <p>うち、本県出身者は、2ヶ所の療養所に6人が入所しています。</p> <p>2 課題</p> <p><u>現在もハンセン病に対して、「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元患者の容姿に対しての偏見や差別が残っています。</u></p>

	頁	修正後	修正前
4	P.42 インターネットによる人権侵害	<p>1 現状</p> <p>インターネットを悪用した誹謗中傷や、掲示板等への差別的な書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が続いています。</p> <p>令和4(2022)年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、関心がある人権問題として「インターネットによる人権侵害」の割合が最も高く、前回調査より12.6ポイント(42.4%→55.0%)増加しており、また、「インターネットによる人権侵害」に関する人権上の問題点としては、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」、「差別を助長する表現を掲載する」、「知らない間に自分のことが掲載されている」などが上位になっています。</p> <p>令和6年5月には、インターネット上の誹謗中傷等違法・有害情報の流通の問題に関し、いわゆる「プロバイダ責任制限法」について、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けなどを内容とする改正法が成立・公布され、その通称も「情報流通プラットフォーム対処法」に改められました。(令和7年4月施行)</p> <p>2 課題</p> <p>インターネットによる人権侵害の特徴は、加害の容易性、匿名性、被害の急速拡大化、被害の回復の困難性にあります。(特に被害の拡大する速さは他の人権侵害行為に見られない性質です。)</p> <p>また、近年は情報の拡散力が圧倒的に高いSNS等により、個人に対する誹謗中傷、名誉棄損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害など人権に関わる様々な問題が急速に深刻化しています。</p>	<p>1 現状</p> <p>インターネットを悪用した誹謗中傷や、掲示板等への差別的な書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が続いています。</p> <p>令和4(2022)年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、関心がある人権問題として「インターネットによる人権侵害」の割合が最も高く、前回調査より12.6ポイント(42.4%→55.0%)増加しており、また、「インターネットによる人権侵害」に関する人権上の問題点としては、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」、「差別を助長する表現を掲載する」、「知らない間に自分のことが掲載されている」などが上位になっています。</p> <p>(追記)</p> <p>2 課題</p> <p>インターネットによる人権侵害の特徴は、加害の容易性、匿名性、被害の急速拡大化、被害の回復の困難性にあります。(特に被害の拡大する速さは他の人権侵害行為に見られない性質です。)</p> <p>また、リベンジポルノのように、一旦インターネット上に画像や情報が載ってしまふと、完全に情報を削除することは不可能で、人権侵害の被害が長期に及ぶなど、影響は甚大です。</p>

	頁	修正後	修正前
5	P43 インターネットによる人権侵害	<p>3 相談件数・対応件数 (略) インターネットを悪用した人権侵犯事件(1~12月:高知地方法務局) (表・省略) <u>※本人等からの申告を受けて法務局が調査した件数</u></p> <p>人権侵害の事例と対応 事例 ①インターネット上に自身の個人情報が無断で掲載されているため、サイト運営元に対して繰り返し削除要請を行っているものの、いまだに削除されていない。 ②被害者から、インターネット上に、被害者の氏名や顔写真とともに、被害者が詐欺を働いており前科があるなどの投稿がされている。 <u>【②出典:法務省人権擁護局「人権の擁護」】</u></p> <p>対応 ①県人権・男女共同参画課が実施しているインターネット上の人権侵害に関する弁護士無料相談を紹介し、弁護士に相談した。 ②法務局が調査した結果、投稿されたいずれの事実も真実ではなく、当該投稿は、名誉棄損に当たると認められた。法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。</p>	<p>3 相談件数・対応件数 (略) インターネットを悪用した人権侵犯事件(1~12月:高知地方法務局) (表・省略)</p> <p>人権侵害の事例と対応 事例 ・インターネット上に自身の個人情報が無断で掲載されているため、サイト運営元に対して繰り返し削除要請を行っているものの、いまだに削除されていない。 (追記)</p> <p>対応 ・県人権・男女共同参画課が実施しているインターネット上の人権侵害に関する弁護士無料相談を紹介し、弁護士に相談した。 (追記)</p>
6	P44 インターネットによる人権侵害	<p>出前講座(こうち男女共同参画センター) <u>「インターネット、SNS等」をテーマとした講座: 5件</u> 参加者: 297人</p> <p>・「インターネット時代の子育て」 ・「中学生及び保護者を取り巻くSNS等のトラブルについて」 ・「ネット社会について『インターネットどう付き合っていく?』等</p>	<p>出前講座(こうち男女共同参画センター) <u>「SNS、メディア」をテーマとした講座: 5件</u> 参加者: 297人</p> <p>(追記)</p>

	頁	修正後	修正前
6	P47 災害と 人権	<p><u>女性防災リーダー養成推進講座</u> 男女共同参画の視点による災害対応の取組や復興支援策が各地域で実践されている状況を創出することに加え、当講座を受講し女性リーダーとなった者が被災後の復興に向けた議論にも参画していくことを目的に実施 全5回・参加者：延221人</p> <p><u>防災減災アクションプラン</u> 市町村や自主防災組織等の取組にジェンダー視点を取り入れることを目指し、「<u>こうち女性防災リーダー</u>」登録者が、その企画力とリーダーシップを發揮し、地域の防災・減災活動を推進するための啓発活動やワークショップ等を実施 11件・14回・参加者：延863人</p> <p><u>防災講演会</u> ソレまつり2025基調講演：「フェーズフリーから考える『おうち防災』」 講 師：防災アナウンサー・環境省アンバサダー 奥村 奈津実 開催日：令和7年1月26日～2月10日 参加者：232人(オンデマンド)</p> <p><u>防災教室「地域防災力を決定づける多様性の視点」</u> 講 師：減災と男女共同参画研修推進センター共同代表 早稲田大学地域社会と危機管理研修所招聘研究員 浅野 幸子 開催日：令和6年10月17日～10月31日 参加者：280人(オンデマンド)</p> <p><u>防災教室「多様な視点で未来を学ぶ」</u> 講 師：神戸市看護大学教授 神原 咲子 開催日：令和7年2月15日(土) 参加者：20人</p>	<p><u>人材育成事業(こうち男女共同参画センター)</u> <u>女性防災プロジェクト</u> 男女共同参画の視点による災害対応の取組や復興支援策が各地域で実践されている状況を創出することに加え、当講座を受講し女性リーダーとなった者が被災後の復興に向けた議論にも参画していくことを目的に実施 全5回・参加者：延221人</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p> <p><u>防災啓発事業(こうち男女共同参画センター)</u> <u>防災教室：「多様な視点で未来を学ぶ」</u> 講 師：神戸市看護大学教授 神原 咲子 開催日：令和7年2月15日(土) 参加者：20人</p>